

電気料金メニュー定義書

<ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー>

2026年11月1日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

1. 定義-----	1
2. 適用条件-----	1
3. 供給電気方式、供給電圧-----	1
4. 契約容量-----	1
5. 電気料金-----	2
6. 契約期間-----	3
7. この定義書の変更-----	3
8. その他-----	3
付 則-----	4
1. 実施期日-----	4
別 表	
料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式-----	5
付帯条項【セット割】	
1. 実施期日-----	6
2. 定義-----	6
3. 適用条件-----	6
4. 割引の内容-----	6
5. この付帯条項の適用期間及び割引メニューの適用-----	7

電気料金メニュー定義書<ずっと近くで、北陸ガス+でんき バリュー>（以下、「この定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯又は小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金、その他の条件を定めたものです。なお、この定義書に定める基本料金、電力量料金及び燃料費調整における基準単価等の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづきます。なお、この定義書においては10パーセントで算定しています。

1. 定義

次の言葉は、この定義書において、次の意味で使用いたします。なお、電気需給約款に定義される言葉は、この定義書においても同様の意味で使用いたします。

（1）セット割

この定義書にもとづく電気料金メニュー（以下、「バリュープラン」といいます。）に付帯して適用する割引をいい、詳細はこの定義書の付帯条項【セット割】に定めます。

2. 適用条件

一般送配電事業者又は配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件等にもとづく接続供給により、低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に電気需給約款とあわせて適用いたします。

- （1）お客さまが1年を通じてこの定義書の適用を希望されること。
- （2）契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

3. 供給電気方式、供給電圧

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4. 契約容量

- （1）契約容量は、原則として電気需給約款15（契約電流及び契約容量）（2）①により定めます。
- （2）お客さまの希望により、契約上使用できる最大電流（以下「当該最大電流」といいます。）に応じて、電流を制限する計量器により電流を制限する場合、または当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、（1）にかかわらず、電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定された値といたします。

① 電流を制限する計量器による場合

$$\begin{array}{c} \text{入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{制限される電流} \\ \text{(アンペア)} \end{array} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

② 電流制限器による場合

$$\begin{array}{c} \text{入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{電流制限器の} \\ \text{定格電流} \\ \text{(アンペア)} \end{array} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、この場合の当該最大電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまから申し出ていただきます。

5. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金及び電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（1）基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

（消費税等相当額を含みます。）

1 契約につき最初の3キロボルトアンペアまで	1, 232. 13 円
上記を超える1キロボルトアンペアにつき	410. 71 円

（2）電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款22（電気料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格が83, 500円を下回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）①によって算定された平均燃料価格が83, 500円を上回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）④によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気需給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格が79, 300円を下回る場合は、電気需給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）①によって算定された離島平均燃料価格が79, 300円を上回る場合は、電気需給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）④によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

（消費税等相当額を含みます。）

最初の400キロワット時までの1キロワット時につき	35. 46 円
400キロワット時を超える1キロワット時につき	40. 41 円

（4）基本料金と電力量料金の合計に割引等を反映した金額が負となる場合

（1）及び（2）によって算定された基本料金と電力量料金（基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金）に加え、セット割と付帯メニューのいずれかもしくは両方が適用される場合で、その全てを反映した後の合計が負となる場合は、

その1か月の料金は、電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

6. 契約期間

契約期間は、電気需給約款9（契約期間）によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の電気料金メニューに変更することはできません。

7. この定義書の変更

（1）当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この定義書を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気料金メニュー定義書によります。

① 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この定義書を変更する必要性が生じた場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの定義書を変更いたします。なお、この定義書を変更するまでの間、この定義書における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

② 社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この定義書を変更する必要性が生じた場合

（2）当社は、この定義書の変更を行う場合は、この定義書の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、電気需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）及び電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

8. その他

（1）当社は、電気需給約款25（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

（2）その他の事項については、電気需給約款によるものといたします。

（3）バリュープランから他の電気料金メニューに変更された後、1年に満たないお客さまについては、原則としてバリュープランを適用いたしません。

付 則

1. 実施期日

この定義書は、2026年11月1日から実施いたします。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\frac{\text{第1段階料金適用電力量}}{\text{検針期間等の日数}} = 400 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の400キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 電気需給約款24（電気料金の計算）(2)③に該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 電気の供給を開始し、又は需給契約が解約した場合の(1)及び(2)の「検針期間等の日数」及び「暦日数」は、次によります。

① 検針期間等の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が解約した場合は、解約日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

② 暦日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、解約日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

付帯条項【セット割】

この定義書の付帯条項【セット割】(以下、「この付帯条項」といいます。)は、バリュープランに付帯して適用する割引の取扱いを定めたものです。

1. 実施期日

この付帯条項の実施期日は、この定義書の実施期日といたします。

2. 定義

電気需給約款及びこの定義書に定義される言葉は、この付帯条項においても同様の意味で使います。

3. 適用

当社は、電気需給約款 6 (適用条件) 及びこの定義書 2 (適用条件) を満たすお客さまから、電気の契約のお申し込みを、当社が承諾した場合にこの付帯条項を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

4. 割引の内容

当社は、この定義書 5 (電気料金) (1) 及び (2) によって算定された基本料金と電力量料金の合計から、下表の金額を毎月割引します。なお、5 (電気料金) (3) によって電気料金が算定される場合は、最低月額料金から下表の金額を毎月割引します。

(消費税等相当額を含む)

割引メニュー	適用条件	割引金額
もっとセット割	電気需給約款 6 (適用条件) 及びこの定義書 2 (適用条件) を満たすお客さまで、電気を使用する需要場所において、以下のいずれかの契約を当社と締結していること。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	1 5 0 円
「ガス+でんき」セット割	電気需給約款 6 (適用条件) 及びこの定義書 2 (適用条件) を満たすお客さまで、電気を使用する需要場所において、以下のいずれの契約も当社と締結していないこと。 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」 ・「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」	1 1 0 円

5. この付帯条項の適用期間及び割引メニューの適用

- (1) この付帯条項の適用期間は、バリュープランの契約期間と同じとします。当該適用期間中において、電気料金の算定期間が、託送約款等に定める検針期間をすべて含む場合に、この付帯条項4（割引の内容）の割引メニューを適用いたします。
- (2) もっとセット割は、「ずっと近くで、ガス機器サポートプラン」または「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」（以下、あわせて「サポート契約」といいます。）適用開始日以降、最初の託送約款等に定める検針日が属する算定期間において計算された電気料金から適用いたします。ただし、託送約款等に定める検針期間の終期の前日までにサポート契約を解約した場合は、解約日が属する算定期間において計算された電気料金は、もっとセット割を適用いたしません。
- (3) もっとセット割を適用中のお客さまが、サポート契約を解約した場合は、解約日の翌日が属する算定期間において計算された電気料金から「ガス+でんき」セット割を適用するものとします。